

付随的事業規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）定款第 4 条に定める実施事業に付随する事業及び事業に関わる権利に関する規程について定める。

(事業の実施)

第 2 条 本協会は、ハンドボールの普及及び振興を図るため、次号の各種付随的事业を行う。

- (1) 試合のテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送に関する事業
- (2) 本協会又は日本代表チーム（男女 U-24、男子 U-21・U-19、女子 U-20・U-18、男女 U-16 その他全ての日本代表チームを含む。以下本規程において同じ。）の名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するものを使用した商品の製造・販売に関する事業
- (3) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（試合や強化を目的とした合宿・遠征・練習試合等に代表候補として招集されたメンバー、肖像等が使用される直前の試合に際し選出・招集されたメンバーも含む。以下「日本代表メンバー等」という。）の容貌・姿態、氏名、呼称、署名（サインを含む。）、音声（録音音声を含む。）、筆跡、記録、似顔絵（イラスト）、役職名等（以下「肖像等」という。）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 前（1）号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 広報・出版に関する事業
- (6) その他理事会において定める事業

(放送・配信権)

第 3 条 次の各号の試合を放送（テレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送及びモバイル放送を含む。）する権利及び配信する権利（試合映像の複製権及び公衆送信権を含む。）は、全て本協会に帰属する。

- (1) 本協会が主催する、日本代表チームが国内において出場する試合
- (2) 日本ハンドボール選手権大会（男子の部、女子の部）、ジャパンオープントーナメント、全国高等学校選抜大会、JOC ジュニアオリンピックカップ、全国中学生クラブチームカップ、全国小学生大会、

全日本ビーチハンドボール選手権大会、全日本マスターズ大会の試合

(商品化権の帰属)

第4条 第2条(2)号から(5)号に定める事業(以下「商品化」という。)を行う権利(以下「商品化権」という。)は次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。

2 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

(商品化における肖像等の使用)

第5条 本協会は、日本代表チーム及び日本代表メンバー等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。

2 本協会は、日本代表メンバー等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表メンバー等の肖像等を商品化において使用することができる。

(肖像等の帰属)

第6条 日本代表メンバー等の肖像等に関する権利は、本協会肖像規程に従って本協会に帰属する。

(肖像等の使用)

第7条 日本代表メンバー等は、日本代表チームに活動中の日本代表メンバー等の肖像等が報道、放送されることを及び当該報道、放送に関する日本代表メンバー等の肖像等につき何らの権利を有するものではない。

2 本協会は、本協会肖像規程に従い、日本代表メンバー等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。

3 本協会は、本協会肖像規程に従い、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

4 日本代表メンバー等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に、原則として無償で応じなければならない。

5 日本代表メンバー等は、日本代表チームのユニホーム等を着用してテレビ・ラジオ(インターネット中継含む)等の番組若しくはイベント等に出演、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関

与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

6 その他、本協会肖像規程を遵守すること。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

本規程は2022年4月1日より施行する。